意見書（案）第16号

地域の農業基盤を守るために種苗関連２法案の慎重審議を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和８年６月30日

三鷹市議会議長　伊　藤　俊　明　様

提出者　三鷹市議会議員　野　村　羊　子
賛成者　　〃　　石　井　れいこ

地域の農業基盤を守るために種苗関連２法案の慎重審議を求める意見書

2026年４月、政府は「重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案（新育苗法案）」及び「種苗法の一部を改正する法律案」を閣議決定し、国会に提出した。本法案は、我が国が長年培ってきた地方の公的種苗事業という公共財が、海外企業に利用され、ひいては地域の農業の衰退を招き、食料安全保障に重大な懸念が生じるものである。

以下、問題点を列挙する。

１　公的資産とデータの流出懸念（新育苗法案第４条、第９条等）

本法案では、国の方針に沿って多国籍企業を含む巨大資本の民間企業（以下「民間企業」という。）が重要品種育成事業計画を提出し承認されると、国立研究開発法人（農研機構）の保有する研究施設や設備が、民間企業の品種開発のために供用される仕組みが法制化されている。すなわち、地方自治体の公的種苗事業によって培われてきた公的な財産である優良な遺伝資源や栽培データが、民間企業の独占物にされることが可能になる。これは、「コストは税金と自治体、利益は民間企業」という公的資産の私物化にほかならない。

２　地方自治の形骸化と民間企業介入の危惧（新育苗法案第12条第７項）

本法案には、民間企業が都道府県基本計画の作成や変更を提案できる仕組みが導入されている。すなわち、地域の気候風土に根差した独自の公的種苗計画が、民間企業のグローバル輸出向け品種の生産、増殖計画へと塗り替えられる危険性がある。地域の農業政策が外部資本に実質的に乗っ取られることになり、地方自治の根幹を揺るがす問題である。

３　知的財産の異常な長期独占による地域種苗企業の淘汰（種苗法改正案、新育苗法案）

本法案では、育成者権の存続期間を世界で類を見ない35年（樹木等は40年）へと延長する。これは特許法の20年や、植物の新品種の保護に関する国際条約（ＵＰＯＶ）条約の最長25年を大幅に超過している。この過度な知的財産の独占は、新たな品種開発の道を長期にわたり閉ざすものである。農民の権利を奪うと同時に、長年地域の風土に合った種を提供してきた地元種苗企業が淘汰され、地域の農業、経済基盤は回復不能な打撃を受けてしまいかねない。

４　新ゲノム技術の利用の性急な拡大と従来の品種改良技術の喪失のおそれ（新育苗法案）

新たな育種体制では、全国各地の地域のニーズに応じた多様な品種の開発は置き去りとなり、広域を対象に、より売上げを得られる品種を効率的に開発することが求められる。それはゲノム編集や重イオンビームなどの人為的突然変異や、育種ビッグデータに頼ったＡＩ育種が幅を利かせることになる可能性がある。しかし、そ

うした品種は環境の激変に脆弱であり、かつ、人体に安全である保証は全くないことはこの間の開発の課題の中に見えている。

法案制定の理由とされる気候変動対策には、種苗の多様性を確保することが有効だが、本法案では逆に広域向けの品種を少数作ることになることが想定され、法案制定理由と整合性がない。

５　「農民の権利」の完全な黙殺（種苗法改正案、新育苗法案）

本法案は、国連の小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言や食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ＩＴＰＧＲＦＡ）などが認める農民の権利について一切の配慮を欠いている。農家が数千年かけて築いてきた種の仕組みはコア・シードシステムとして守るべきであり、現に、インド、イタリア、ブラジル、フィリピンなどでは国レベルの法律で農民の権利や在来種が明記、保護されており、韓国でも地方自治体の条例による在来種の保全と活用が力強く広がり、農民による種子のシステムが強化されている。ところが、本法案は、農業の根幹をなす活動である育種、採種活動を実質的に不可能にしてしまうものであり、日本の農業の真の発展を阻害するものでしかない。

日本の農家は、圧倒的な規模と資本を持つ海外の巨大農業資本と直接競争させられることになる。辛うじて残っている本市を含む地方の小規模、家族農業は姿を消し、地域の食文化、伝統的な農の風景が失われかねない。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、下記事項を強く求める。

記

１　種苗法再改正案及び新育苗法案の拙速な審議を行わないこと。
２　独占期間の35年延長を撤回し、国際標準（20年）以下に据え置くこと。
３　農家の自家採種及び在来種の保存と活用を法的に守り、支援すること。
４　地方自治体の公的種苗事業が持つ意義を再確認し、地域の特性に合った種子の生産継続を法的に保護すること。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和８年６月30日

三鷹市議会議長　伊　藤　俊　明